

## 第 32 回 照姫まつり参加募集要項

# 「出 展」

**開催日時** 2019 年 5 月 19 日(日)10:00～15:30  
**会 場** 都立石神井公園とその周辺  
**主 催** 照姫まつり推進協議会  
(照姫まつり実行委員会、練馬区)

照姫まつり推進協議会では、第 32 回照姫まつりに出展する団体を募集します。

(全体で 70 団体程度を予定)

出展参加を希望される団体の皆さまは、この「出展団体募集要項」をよくお読みいただき、内容をご確認の上ご応募ください。

**申込書に不備がある場合、受理できないことがありますので、提出前によくご確認ください。**

照姫まつりホームページ <http://teruhime-matsuri.com/>

### —前回からの主な変更点—

- ・「地方物産」での出展の推薦状については自治体からのみとしました。  
出展申込にあたりましてはご注意くださいようお願いいたします。
- ・V 食品の取り扱い 酒類提供についての注意事項(P.12～)を改訂しました。

## 目次

I 出展の申し込み	P.2
II 出展区画、出展料金、搬入等について	P.5
III 全体の注意事項	P.9
IV 熱源(火力・電熱・その他)の使用についての注意事項	P.11
V 食品の取り扱い 酒類提供についての注意事項	P.12

### ◎ 募集開始から本番までの主なスケジュール

2018年12月1日(土)～	団体募集・受付開始
2019年1月23日(水)	申込締切
2月上旬	公開抽選会(申込多数の場合)
2月中旬	出展承認証発送
3月15日(金)	参加料金振込期限
3月20日(水)19時～	出展団体説明会 (於:石神井庁舎5階会議室)
5月19日(日)	照姫まつり当日

### 申込み・問い合わせ先

照姫まつり事務局

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 1-17-5 原宿シュロス 603

電話:03-6721-0061 / ファクス:03-3423-3601

(お電話問合せ受付:平日 10:00～17:00 )

メール: [furusatonerima@nkdinc.co.jp](mailto:furusatonerima@nkdinc.co.jp)

## I 出展の申し込み

### 1 申込み受付期間

2018年12月1日(土)～2019年1月23日(水)※必着

### 2 申込の資格

照姫まつりの出展参加に応募できるのは、次の条件を全て満たす団体です。

※出展は原則1団体1区画とします。

(1)参加資格の①～⑥のいずれかに該当する団体

出展内容・カテゴリー	参加資格など
① 区内・一般・食品	1、区内に活動拠点があるグループ・団体。
② 区内・一般・物販展示	2、区内に活動拠点がある、同業者組合、公共的団体、教育・福祉団体など。
③ 区内・営業	区内に営業の拠点がある企業・店舗（法人や個人商店などを含みます）で以下2点の基準を満たすこと。 1、出展内容が通常業務の範囲内で取扱う商品等であること 2、区内に実店舗にて、恒常的に業務を行っていること
④ 地方物産 ※練馬区外可	観光・物産のPR、ふるさとの名産品の販売を目的とする団体で、以下のいずれかに該当する団体 ※出展名は自治体名(～県～市)など、地域が分かる名称としてください。 1、自治体、観光協会または、これに準ずる団体 2、自治体から推薦のある団体
⑤ 広告付一般企業 ※練馬区外可	PR、販売促進活動等を目的とし、照姫まつりの開催に協力・協賛する団体※パンフレットにフリー広告(ﾀｲﾌﾟ48mm×ｺﾞｺ93mm程度、4万8千円相当)が掲載されます。
⑥ 子ども向け体験(芝生のみ)	区内の団体で、子ども向け手作り体験などの教育プログラムを実施する団体 ※来場者から一切の参加料(実費相当含む)の徴収はできません。 ※勧誘等の営業行為はできません。 (活動紹介のチラシは可)

(2)本要項に定める事項に同意し、出展申込書、指定の必要書類を期限内に提出できる団体。

(3)暴力団排除条例の趣旨に賛同し、取り組みに協力できる団体。

(4)前年度出展取消になっていない団体

### 3 申込み方法および必要書類

この募集要項に同意の上で、下記の必要書類を受付期間内に申し込み先へ郵送してください。  
(メール、FAXでのお申し込みは受け付けません)

(1)全団体提出が必要なもの

①出展申込書

②団体の紹介文(200文字程度)またはリーフレット・チラシ等の団体の活動がわかるもの。  
ただし、団体の活動状況や、所在の確認が難しい場合には、団体代表者の身分を証明する書類などの追加資料の提出をお願いすることがあります。

③従事するスタッフ全員の名簿(氏名・性別・生年月日)  
名簿は保険加入の目的以外には使用しません。保険には個人・法人に関わらずすべての方の加入が必要です。  
※申込期日までに確定しない団体は、概算人数で申込みをすることとし、2019年3月15日(金)の振込期日までに人数の確定および確定名簿を再提出してください。

④暴力団排除条例の趣旨に基づく誓約書  
団体代表者の方が署名・捺印し、提出してください。

(2) 出展区分・内容により提出が必要なもの

- ①行事における臨時出店届 (食品を取扱う団体)
- ②地方物産出展に係る自治体からの推薦状  
(地方物産区分団体で、自治体または観光協会等は提出不要です。)
- ③広告データ (広告付一般企業区分団体) ※データ提出締切は2月28日(木)
- ④区内営業については必要に応じて、会社概要、パンフレット等の提出を求めることがあります。

#### 4 出展の正式承認

出展申込書および必要書類を審査の上、出展を承認した団体には「出展承認証」を送付します。  
出展承認後は、出展内容を変更することはできません。

(1) 出展承認の時期

承認は「出展承認書」の発送をもって通知します。通知は2月中旬発送予定です。

(2) 予定区画数を上回る応募があった場合

- ① 各出展場所で予定する区画数を上回る応募があった場合は、カテゴリー①、②、④を優遇し、自治体等の出展を優先した上で、公開抽選により出展団体を決定します。公開抽選日の日程は別途ご連絡いたします。
- ② 2区画以上での申込みをしている団体(例:複数の調理品目を取り扱うために、便宜的に申込みを2件にしている団体、関連団体で隣接での出展を希望している団体)については、より多くの団体に参加してもらうために、申込みを1区画のみに制限させていただく場合があります。

(3) 出展場所の決定について

出展位置については内容等のバランスを考慮の上、主催者が決定します。

#### 5 参加承認の取り消し

(1) 承認取消となる場合

- ① この要項に定める事項に違反した団体。
- ② 理由なく期日までに必要書類の提出、および入金をしなかった場合。
- ③ 主催者、保健所、消防署等からの指示に従わない場合。

(2) 承認取り消し後について

- ① まつり当日に出展承認を取り消された団体はただちに出展を中止し、退場して下さい。
- ② 参加承認を取り消された団体、および構成員は、次回の照姫まつりへの参加は認めません。違反が後日発覚した場合も同様とします。
- ③ 出展承認を取り消された団体の出展料は、返還しません。また、いかなる補償も行ないません。

## 6 出展団体説明会

出展を承認された団体の代表者は、出展団体説明会に出席してください。参加に必要な関係資料、その他資料の配布と、当日の注意事項説明を行います。

詳しいご案内は承認通知に同封いたします。

【開催予定日時・会場(変更になる場合があります)】

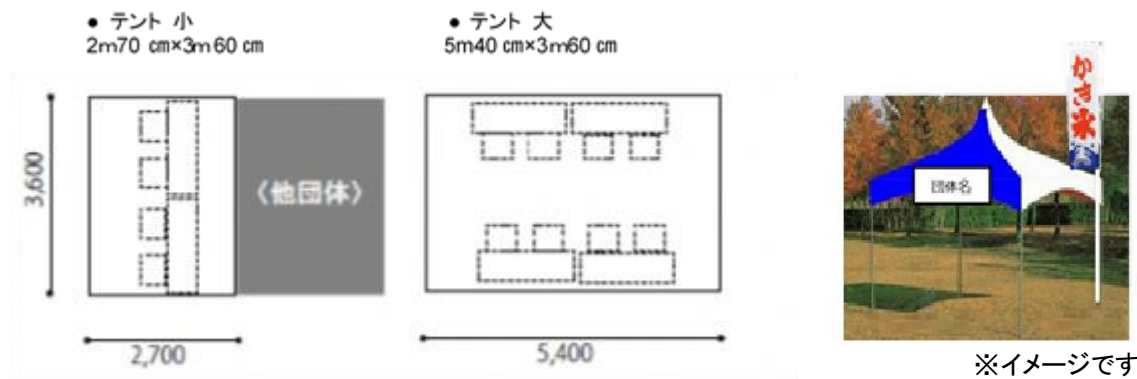
- ◆ 日時 2019年3月20日(水)19:00～
- ◆ 会場 石神井庁舎 5階会議室

## Ⅱ 出展区画、出展料金、搬入について

### 1 出展区画

出展区画の場所は、都立石神井公園内です。テントの規格は下記の小・大の2種類です。

- (1) テント(小) 2m70cm × 3m60cm 机 2卓、椅子 4脚が、標準で付属します。
- (2) テント(大) 3m60cm × 5m40cm 机 4卓、椅子 8脚が、標準で付属します。



※ 出展団体は、指定された出展区画内で団体の活動を展開してください。

※ テント(小)は、テント(大)を中央で半分に仕切ったものを原則使用します。

※ 公園内での出展につき、多少の傾斜、樹木やぬかるみ等については予めご了承ください。また、傾斜の補正や雨水等の対策は出展者側で行ってください。

※ 設置場所によってテントの間口の向きが異なります。

### 2 出展料

出展料は次の①から③の合計となります。詳しい料金体系は、次項目以降でご確認ください。

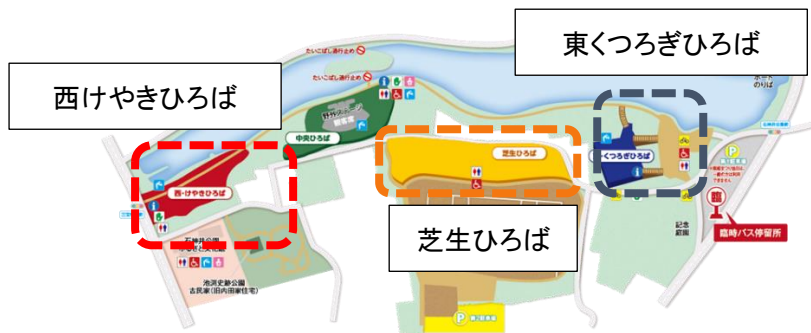
	項目	内容
①	基本料金(基本出展料)	次表参照して下さい。 (テント、および標準の机、椅子)
②	追加料金	角地、机、椅子、電源コンセント、ごみ処理シール
③	まつり参加者(当日従事者全員) 傷害保険料	100円 × 従事者数 (保険の内容は後日案内します)

(1) 出展の基本料金

照姫まつりの基本料金は、ひろば、出展内容により料金が異なります。

※出展資格については 3Pをご確認下さい

◆ 出展位置



◆ 西けやきひろば

分類	出展内容	小テント	大テント
西①	食品	25,000 円	—
西②	物販・展示 PR	20,000 円	—
西③	区内営業	27,000 円	—
西④	地方物産	25,000 円	50,000 円
西⑤	広告付企業一般	75,000 円	100,000 円

◆ 東くつろぎひろば

分類記号	出展内容	小テント	大テント
東①	食品	21,000 円	—
東②	物販・展示 PR	15,000 円	—
東③	区内営業	25,000 円	—
東④	地方物産	25,000 円	50,000 円
東⑤	広告付企業一般	75,000 円	100,000 円

◆ 芝生ひろば

分類記号	出展内容	小テント	大テント
芝生	体験	0 円	0 円

(2)追加申込（角地指定は、小テントのみ）

	項目	料金	備考	
1	角地希望(西① 西③ 西④ 西⑤)	3,000 円	※小テントのみ申込可、角地希望多数の場合は抽選	
	角地希望(西②)	2,000 円		
2	角地希望(東① 東③ 東④ 東⑤)	2,000 円		
	角地希望(東②)	1,000 円		
3	机(長さ 1m80cm×幅 60cm)の追加	1,000 円		1台あたり
4	折りたたみ椅子の追加	500 円		1脚あたり
5	電源コンセント 100V 15A (差口 2)設置	3,000 円	1回線(15A)あたり	
6	ゴミ処理手数料 (45L)	1,000 円	1枚あたり	

※角地とは、二方面間口(前方に 50cm 以上のスペース)が取れる位置での出展とします。

(3)主催者に届出が必要な持込品目(持込料はかかりません)

	項目	備考
1	LPガスボンベ	消防に火気取り扱い団体として事前に届出をするため、申請が必要です
2	カセットガス	
3	炭火	
4	電熱器具(ホットプレート等)	
5	酒類取扱A サーバーによるビール提供	取り扱いには事前申請が必要です
6	酒類取扱B 缶・ビン等の提供	

※必要な追加物品等は必ず事前に申し込んでください。当日の追加については、対応できない場合があります。

### 3 出展料金の支払い

(1)出展承認と請求

出展を承認した団体には「承認証」と合わせて「請求書」をお送りします。

「請求書」記載の金額を期限までにお振込みください(振込手数料はご負担願います)。

(2)振込期限

2019年3月15日(金)

※ 期日までに入金確認のできない団体の出展承認は、取消扱いとします。

#### 4 出展キャンセル時の取り扱い

出展承認後に、出展団体の都合でキャンセルする場合には、下表のとおり申し出日に応じた所定のキャンセル料をお支払いいただきます。

既に振込済みの場合、所定のキャンセル料および振込手数料を差し引いた後の残額を、指定口座に振込で返還します。

※参加者数の変更に伴う傷害保険料の増減についても同様です。

キャンセルの申し出日	キャンセル料
2019年3月15日まで	なし
2019年3月16日から4月19日まで	出展料の85%
2019年4月20日以降	出展料の100%

#### 5 開催中止の場合の取り扱い

(1)主催者が、天候・天災・その他不測の事態の発生等の事由により、まつり開催前に中止した場合、出展料金は加入済みの保険料および準備期間に発生する一部経費を除き返還します。

(2)中止に伴う準備等の損失については、主催者では一切補償いたしません。

#### 6 搬入車両の取り扱いについて

(1)東側くつろぎ広場、芝生ひろばへの出展団体

① 事前の申請により、石神井公園第1駐車場に設置する出展団体用荷捌きスペースが利用できます。各会場へはこちらから手運びや台車等利用して搬出入をしてください。  
※東くつろぎ広場、芝生ひろばへの車両の進入は一切できません。

② 石神井公園第2駐車場での荷捌きも行えますが、通常の利用料(60分400円)がかかります。ご了承ください。

(2)西側のけやき広場への出展団体

事前の申請により、けやき広場への搬入車両の進入ができます。けやき広場へ進入できる車両は乗用車・ワゴン車に限定し、1団体につき1台までとします。

#### 7 駐車場について

出展団体用の駐車場はありません。各団体で対応してください。



### Ⅲ 全体の注意事項

#### 1 ごみ処理

(1)まつり終了後は、使用区画内の清掃を行ない、各団体のごみは全て持ち帰ってください。

特に、炭等の燃料、汚水、氷については必ず持ち帰り、各自処分してください。

ごみの投棄等を発見した場合は、翌年度の出展はできません。

(2)予めゴミ処理シールを申し込んだ団体については、主催者で処分を引き受けます。

可燃ごみ、段ボール、缶・ビン・ペットボトルを3つの区分に分別し、各々ゴミ処理シールを貼付し、区画内にシールが見えるようにまとめておいてください。

※炭、汚水、氷の引き取りは行いません。

※45Lのゴミ袋は各自ご用意ください。

※ゴミ袋1枚の中に複数区分のごみは入れられません。

#### 2 宣伝・PR活動

区画(テント)内での宣伝・PR活動は、参加団体の責任で行うことができます。チラシを配布する場合は、割当て区画(テント)内であれば可能です。ただし、以下の項目を守ってください。

1	事前にチラシの見本を主催者に提出してください。
2	配布枚数、配布方法等を書面に記載して、申請してください。
3	他の参加団体や演技団体の迷惑にならないように配布してください。
4	宗教(布教)活動、政治的活動、特定の思想に基づく活動、公序良俗に反する活動およびそれらの活動に付随する組織への勧誘活動、入会促進活動、その他主催者が好ましくないと判断する行為は禁止します。

#### 3 募金活動

募金活動は原則禁止です。ただし、事前に募金の目的等を申し出て、主催者が許可した場合に限り、割り当て区画内で募金を行うことができます。ただし、許可を受けた場合であっても、以下の行為は禁止です。

- ・ 大声での勧誘行為。
- ・ 商品、サービスの対価として募金を求めること。

#### 4 荒天時の対応について

台風等の強風・強雨による場合以外の雨天時は、決行を原則とします。各参加団体は荒天時の対応、地面のぬかるみ対策等を自己責任で行ってください。

また、天候等に伴う損害、損失について、主催者は一切責任を負いません。

## 5 その他の遵守事項

募集要項の各項目のほか、下記内容を遵守してください。

### (1) 申込み全般について

- ①参加申込書における虚偽記載等を行わないでください。
- ②参加内容・活動について主催者・保健所・消防署から指示があった場合、これに従ってください。  
指示に従わない場合、または改善の様子が見られない場合、ただちに出展を中止していただきます。
- ③東京都暴力団排除条例および練馬区暴力団排除条例の趣旨に基づく、誓約書記載事項に違反しないでください。出展申込書の写し、暴力団排除条例に基づく誓約書の写しについては、照姫まつりから暴力団並びに関係者が関与する団体を排除する目的で、石神井警察署に提供することがあります。
- ④参加承認証の譲渡、貸借は一切認めません。また、当日の運営を参加団体以外の者が行う「名義貸し」等の行為は禁止です。
- ⑤団体構成員として登録していない者を従事させないでください。
- ⑥出展団体の代表者が当日会場で従事しない場合は、必ず当日従事し常駐する者の中から、当日責任者を指名し、出展申込書に明記してください。
- ⑦出展区画に、犬、猫、小鳥等のあらゆる動物を持ち込むことは禁止です。
- ⑧会場内(出展区画内を含む。)は、まつり開催期間中(搬入・搬出時を含む)禁煙です。

### (2) 出展について

- ① 指定された出展区画外での販売、呼び込み、チラシ等の配布、展示、商品陳列は禁止です
- ② 主催者への申し込みと異なる品物・サービスを扱った場合、出展の即時中止と次回の照姫まつりへの出展を禁止します。
- ③ 販売品には税込み価格を表示し、適正な価格で販売してください。
- ④ 出展団体が会場で販売・提供したサービス、商品等に関する、苦情・トラブル等は出展団体の責任で解決してください。また、食中毒や、調理過程・サービス提供中を問わず来場者に対しケガを負わせる等の事故が発生した場合、主催者では一切責任を負いかねます。
- ⑤ 他の出展者へ迷惑(音、煙等)がかからぬよう、十分注意してください。また、営業中に行列が出来た場合は、各出展者にて列整理を実施してください。
- ⑥ 公園内での出展につき、多少の傾斜、樹木やぬかるみ等については予めご了承ください。また、傾斜の補正や雨水等の対策は出展者側で行ってください。
- ⑦ 熱源や食品取り扱いについては、必要な届出を行うと共に、必要な安全・衛生対策を必ず行ってください。
- ⑧ 搬入・搬出に関するルール、時間を守ってください。
- ⑨ まつりの終了時間まで、品切れ等になることがないように、仕入数等は十分余裕を持ってください。
- ⑩ 偶発性に頼る遊戯(くじ引き等)の結果により、異なるサービス提供・品物が発生する営業形態は禁止で
- ⑪ 金魚すくい、ひよこ、昆虫等生物を取り扱う販売・遊戯・サービスは禁止です。

### (3) まつり開催後

- ①主催者は、まつり開催中または終了後に、出展団体が販売・提供したサービス、商品等に関する苦情等の連絡を受けたときは、出展申込書に記載された範囲で、当該団体の代表者の連絡先を、商品・サービスに関する責任者として相手方に提供することがあります。

②主催者、関係機関が、広報・記録のため、写真、動画の撮影をします。また、その撮影した画像、映像を照姫まつりのPRの為、改めて許可を取らずに使用することがあります。

## IV 熱源(火力・電熱・その他)の使用についての注意事項

### 1 安全対策のお願い

例年、器具の設置、接続方法等に誤りがある事例、安全対策を講じていない事例が散見されます。細心の安全対策をお願いいたします。

### 2 熱源使用時の遵守事項

熱器具の使用、熱量については消防署の安全指導に基づき、次の事項を遵守してください。

主催者では石神井消防署の協力のもと当日巡回検査を行います。

※検査を終えるまでは使用しないでください。

- (1) 防災・防火についての意識を高く保ち、必要な安全対策は自己責任でお願いします。
- (2) 熱源(火力・電熱・他)を使用する団体は、テント内に消火器(消火器サイズ(B-10型)以上、スプレー式は不可)を設置してください。
- (3) 燃焼器具(コンロ等)を机上で使用する場合、耐火ボード・不燃性風囲い等の安全対策用品を出展者の責任で用意してください。
- (4) 電源コンセントの設置を希望する団体には、お申込み時に別途、使用予定の器具の形状、数量、消費電力量の概算値等を確認させていただく場合があります。1器具につき1回路のお申込みをお願いします。
- (5) たこ足配線等の電気容量を超えた使用は、他の出展団体に迷惑がかかりますので、絶対にやめてください。
- (6) ガスホースは新品を使用し、安全バンドで締め付けてください。ガスボンベは転倒しないよう設置場所に固定してください。

### 3 熱器具の等の使用について

電源コンセントの設置、ガスボンベ及びカセットボンベ持込、炭火使用、熱器具(コンロ・その他)の使用については、事前に申請をしてください。炭火使用時は、使用団体の責任で対策を講じ、煙等で隣接区画に迷惑をかけないように心掛けてください。また、使用した炭については、鎮火後すべてお持ち帰りください。

## V 食品の取り扱い 酒類提供についての注意事項

### 1 食品を取り扱う場合

食品を取り扱う団体は全て、「行事における臨時出店届」を提出してください。

※この「行事における臨時出店届」は事前に保健所に提出するため、記載のない食品の販売、取り扱いは一切できません。

※臨時出店できるのは、年5日以下です。これを超える場合は、独自に保健所に許可申請してください。

### 2 会場で調理する場合

- (1) 取扱える調理販売食品は、1団体に付き1品目です。
- (2) 来場者へは使い捨て容器や割り箸など、1回限り使用の食器類で提供してください。
- (3) 材料の仕込み行為は営業許可のあるお店・学校の調理室等で行い、現地では行わないでください。仕込んだ材料や原材料は、必要に応じて使用直前まで十分に冷蔵してください。

### 3 試食

- (1) 生鮮食料品類の試食は禁止です。
- (2) 試食の提供を希望する団体は必ず事前に申請してください。申請の無い食品の試食提供は禁止です。
- (3) 食品取り扱いを申請した調理販売食品1品目は、使い捨て小皿等で試食に提供することが可能です。
- (4) 試食提供する食品はすべて、その場で切る・割る等の手を加えて提供することは禁止です。
- (5) 上記にあてはまらない試食、食品提供については主催者にご相談ください。

### 4 衛生管理

- (1) 食品を取扱うすべての店については、スタッフ全員エプロンとキャップ、または三角巾を着用してください。(エプロンとキャップ等は参加団体の責任でご用意ください)
- (2) まつり当日、またはその前から本人や家族に胃腸炎症状等体調不良のある方は、直接調理行為には携らないでください。(責任者は当日の朝、スタッフに体調確認してください)
- (3) テント内は常に清潔を保ち、手洗いを励行してください。衛生対策として、出展テントブース内に消毒用アルコール等を常備してください。

### 5 酒類の取り扱い

下記のどちらかの取り扱いのみ可能です(未開栓での酒類販売は免許保持者以外できません)。

申込書による事前申請が必要です。酒類提供は調理販売食品の1品目として数えませんが、同時に他の調理販売食品を1品目取扱うことができます。取扱は下記の方法に従って下さい。

#### (1) サーバーを利用したビール提供(酒類取扱A)

サーバー提供のビールについては専門の業者により管理調整されたものを、当日開栓して提供してください。

#### (2) ビン・カンを開栓する酒類提供(酒類取扱B)

ビールまたはチューハイに限り(他の酒類は禁止)、開栓して提供できます。(但し、紙コップ等に注ぐ行為はしない)

### 6 竹串・つま楊枝の使用

食品の調理・販売・試食に当たり竹串、つま楊枝の使用はできる限り避けてください。

会場は公園であるため、竹串・つま楊枝の残置がないよう、必ず清掃を行ってください。

◆ 照姫まつり取り扱いのできる調理品目リスト

分類	商品の具体例	
煮物類	おでん、煮込み、豚汁、けんちん汁、玉こんにゃく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱いの出来る調理品目を練馬区保健所が定める「練馬区行事における臨時営業等の取扱要綱」に基づいて設定しています。</li> <li>・この表に記されていない調理品目は原則、取り扱いが認められません。</li> <li>・調理品目として扱える食品は1団体につき1品目です。</li> <li>・その場で調理をしない加工食品(営業許可のある場所で製造・包装され、食品表示のある商品)は該当しません。</li> <li>・例外的に喫茶類 1 品目(ところてん、かき氷を除く)または瓶・缶のビール、缶のチューハイは開栓提供(注ぐ行為はしない)に限り、他の品目と併せて提供することができます。</li> <li>・ビールサーバーによる提供の場合は専門の業者により管理調製されたものを使用すること。</li> </ul>
焼き物類	焼きとり、焼き貝、いか焼き、焼きさつま揚げ、焼きぎょうざ、焼魚、焼きトウモロコシ	
お好み焼き類	たこ焼き、お好み焼、タコス、チヂミ	
茹物・蒸し物類	じゃがバター、蒸しぎょうざ、蒸ししゅうまい	
めん類	焼きそば、即席カップ麺	
揚げ物類	串かつ、から揚げ、フライドポテト	
喫茶類	ところてん、かき氷、清涼飲料水、甘酒、しるこ、コーヒー、紅茶	
ドッグ類	フランクフルト、アメリカンドッグ、ホットドッグ類、ケバブ	
焼菓子類	今川焼き、ベビーカステラ、五兵衛餅、焼き餅、たい焼き	
揚げ菓子類	ドーナツ、大学芋	
団子菓子類	草団子、焼き団子	
まんじゅう類	焼きまんじゅう、蒸しまんじゅう	
あめ菓子類	べっこう飴、果実飴、カルメ焼、綿菓子	
酒類	ビール (ビールサーバー提供)	
	缶ビール、缶チューハイ※開栓して提供。	
その他	ポップコーン	

<取り扱いが認められない品目の例>

- ・生もの(刺身・生卵・生肉等)、生クリームの提供は不可。
- ・米を使って調理するもの(ご飯類、おにぎり、チャーハン、リゾット類も不可。)
- ・カレー料理の類(カレーライス・ナン、カレースープも不可。)
- ・そば、うどん、ラーメン等の麺類、パスタ類不可。
- ・生野菜、生の果物の扱いは禁止。果物を切って試食に出すことも禁止。
- ・その他、主催者が好ましくないと判断した品目は不可とします。

## ◆ 食品表示について

調理食品以外の食品を販売する団体は、必ず取り扱い品目の全種を所定の書式で申請してください。  
また、販売する食品は、営業許可のある場所で製造包装され、法令で定められた食品表示を貼付したものに限ります。

食品販売表示例 ↓

### 調味梅干し

名 称	調味梅干し
原 材 料 名	梅、しそ、かつおぶし、漬け原材料(食塩、アミノ酸液、しょうゆ、たん白加水分解物/調味料(アミノ酸等)、酸味料、ソルビット、甘味料(ステビア)、赤キャベツ色素、シソ色素(一部に小麦・大豆を含む))
原料原産地名	中国
内 容 量	200g
賞 味 期 限	枠外下部に記載
保 存 方 法	直射日光を避け常温で保存して下さい
製 造 者	〇〇漬物(株)
	大阪市〇〇町〇ー〇

### だいふく

名 称	だいふく
原 材 料 名	つぶあん(砂糖、小豆)、もち粉、砂糖、いちご、でん粉/酵素、コチニール色素、グリシン、(一部に卵を含む)
消 費 期 限	△年△月△日
保 存 方 法	直射日光・高温多湿を避けて保存してください。
製 造 者	練馬 太郎 東京都〇〇市〇〇1-1

## 【お問い合わせ先】

照姫まつり事務局

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 1-17-5 原宿シュロス 603

電話:03-6721-0061 / ファクス:03-3423-3601

(お電話問合せ受付:平日 10:00~17:00 )

メール: furusatonerima@nkdinc.co.jp